

## 千葉家庭裁判所

令和7年度の千葉家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序等に関する定め

### 第1章 本 庁

#### 第1節 通 則

第1条 本庁に家事部及び少年部を置く。

2 家事部に別紙第1のと通りの係を置く。

3 少年部に別紙第2のと通りの係を置く。

第2条 本庁における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、家事部については別紙第1のとおりとし、少年部については別紙第2のとおりとする。ただし、千葉地方裁判所本務の千葉家庭裁判所判事及び同判事補の全員を各合議係に加えて配置する。

#### 第2節 家事部の裁判事務の分配

第3条 家事調停事件（訴訟係から家事事件手続法第257条第2項本文及び第274条第1項の規定により調停に付された事件を含む。）及び家事審判事件（以下「家事事件」という。）並びに訴訟事件等の新受事件（第4条の事件を除く。）は、特に定めるもののほか、前年度において最後に分配を受けた裁判官の係（以下「係」という。）の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1記載の割合で分配する。ただし、訴訟係から家事事件手続法第274条第1項の

規定により調停に付された事件については、人訴担当裁判官の調停として自ら処理することができる。

第4条 法律によって合議体で審理すべきものと定められた事件及び合議体で審理する旨の決定があった事件は、合議係に分配する。

第5条 家事事件手続法第274条第1項の規定により家事審判から調停に付された事件及び同法第272条第4項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた事件については、従前の審判又は調停に引き続くものとして処理し、新たに分配の対象としない。

2 付随事件は、基本事件を担当する係に分配する。

第6条 家事審判事件における差戻し事件は、前年度において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件については家事1係、家事2係、家事4係、家事6係、家事7係及び家事8係に、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件については、家事1係、家事2係、家事6係及び家事8係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等における差戻し事件は、前年度において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、訴訟係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、別紙第6記載の順序に従い担当する。

3 支部又は出張所を原審とする家事事件又は訴訟事件等における差戻し事件は、原裁判をした支部又は出張所に回付する。ただし、回付を受けるべき支部又は出張所の裁判官に差し支えがあるときは、別紙第9に定める順序に従い代理裁判官を出す裁判所に回付する。この場合において、代理裁判官を出す裁判所が本庁であるときは、前2項の規定による。

第7条 再審事件、控訴・抗告提起事件は、原裁判をした係に分配する。

2 家事審判事件において、前項の規定に従って事件を分配する係がない場合については、第3条の規定を準用する。

第8条 家事事件について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、他の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

第9条 家事事件について、関連事件その他振り替えの必要があると認められる事件は、関係各係の協議により、他の係に移すことができる。この場合においては、原則として、当該係に分配すべき事件と振り替えるものとする。

第10条 家事事件について、各係において事件の処理上必要があるときは、関係各係の協議により分配の全部又は一部の停止を受けることができる。

第11条 家事事件について、特別煩雑な事件、緊急事件など特別の事由があるときは、関係各係の協議により第2条及び第3条の規定によらないことができる。

### 第3節 少年部の裁判事務の分配

第12条 裁判事務の分配については、特に定めるもののほか、第3条本文、第4条、第5条第2項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第1項並びに第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「家事調停事件（訴訟係から家事事件手続法第257条第2項本文及び第274条第1項の規定により調停に付された事件を含む。）及び家事審判事件（以下「家事事件」という。）並びに「訴訟事件等」とあるのは「少年保護事件及び準少年保護事件」と、同条及び第6項第1項中「別紙第1」とあるのは「別紙第2」と、同項及び第7条第2項中「家事審判事件」とあり、第6条第3項中「家事事件又は訴訟事件等」とあり、第8条第1項及び第9条から第11条まで中「家事事件」とあるのは「少年事件」と、第6条第1項中「家事事件手続法別表第一に掲げる事

項についての審判事件については家事1係、家事2係、家事4係、家事6係、家事7係及び家事8係に、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件については、家事1係、家事2係、家事6係及び家事8係」とあるのは「少年2係、少年1係及び少年3係」と、第7条第1項中「再審事件」とあるのは「保護処分取消事件」と読み替えるものとする。

第13条 現に係属中の前件がある事件を受理したときは、これを前件を処理する係に分配する。この場合においては、当該係が既に通常の順序による分配を受けたものとみなす。

第14条 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条の規定による指名のない判事補（以下「未特例判事補」という。）が担当する少年保護事件について、少年法第20条第1項の規定により検察官送致を相当と認めるときは、1係から3係のうち、判事又は判事補としての職権の制限を受けない判事補がこれを順次担当する。この場合においては、当該未特例判事補から担当した判事又は判事補に事件が振り替えられたものとみなす。

第15条 各種令状請求事件の事務の分配は、別紙第5のとおりとする。

#### 第4節 裁判事務の代理順序

第16条 家事部及び少年部において、裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理し、その順序は別紙第6及び別紙第7による。

- 2 前項の規定によることができないときは、別紙第8に定める順序による裁判官が当該裁判官を代理する。
- 3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官（第2条ただし書により加えて配置する裁判官を含む。以下同じ。）のうち、所長の指名する裁判官が当該裁判官を代理する。
- 4 前項の規定によることができないときは、別紙第9に定める代理順序に従い所

長の指名する裁判官が代理する。

## 第5節 合議体の構成等

第17条 合議事件は、家事事件及び訴訟事件等については、家事部の1、2、3、4、6、7、8系の裁判官をもって構成する合議体によって審理し、少年事件については、第18条の場合を除いて、少年部の1係から3系の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。この場合の構成員は、部総括裁判官が定める。

2 当該部の一部の裁判官の関与が法律上排除され、又は当該部の一部の裁判官に差し支えがあつて合議体を構成することができないときは、他方の部の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議系の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第18条 1人の裁判官がした観護措置決定（観護措置更新決定を含む。以下同じ。）に対する異議申立事件のうち、裁判所の休日を除く月曜日から金曜日までに受理したものについては、当該観護措置決定をした裁判官を除く少年部の裁判官及び所長が指名する家事部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。裁判所の休日及び年末・年始の期間については、各裁判官が協議により定める。

2 合議体による観護措置決定に対する異議申立事件は、所長が指名する家事部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。ただし、当該観護措置決定に関与しなかった少年部の裁判官がいる場合は、この裁判官を合議体の構成員とする。

3 木更津支部又は八日市場支部から回付を受けた観護措置決定に対する異議申立事件は、少年部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。

4 第1項から前項までの規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第19条 合議体では、家事事件及び訴訟事件等並びに前条第2項の異議申立事件については家事部部総括裁判官が、少年事件（前条第2項の異議申立事件を除く。）については少年部部総括裁判官がそれぞれ裁判長となる。

2 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって裁判長とする。

## 第2章 支 部

第20条 支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、別紙第3のとおりとする。

2 各支部の裁判官に対する事務の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの支部で定める。

第21条 松戸支部、木更津支部及び八日市場支部における裁判事務の分配については、第3条から第14条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する単独事件については、第6条及び第8条（第12条の規定により準用する場合を含む。）を除き、この限りでない。この第6条及び第8条の場合には、次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

第22条 佐倉支部における裁判事務の分配については、第3条及び第5条から第11条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する事件については、第6条及び第8条を除き、この限りでない。この第6条及び第8条の場

合には、次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

第23条 一宮支部、館山支部及び佐原支部の裁判事務の代理順序については、第16条第4項の規定を準用する。

### 第3章 出張所

第24条 市川出張所における裁判事務の分配、出張する裁判官及び開廷日割は、別紙第4のとおりとする。

2 裁判事務の代理順序については、第16条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

### 第4章 司法行政事務の代理順序

第25条 所長に差し支えがあるときは、別紙第10に定める裁判官がその順序に従い所長を代理する。別紙第10に定める裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第26条 支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官が席次により支部長を代理する。

2 前項の規定によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

### 附 則

1 この定めは、令和7年1月1日から実施する。

2 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律整備法4条の規定に

より旧家事審判法が適用される家事事件の分配についても、この定めによる。この場合、別紙第1から別紙第4までにおいて、「別表第一」とあるのは「旧家事審判法の甲類」と、「別表第二」とあるのは「旧家事審判法の乙類」と読み替える。

附 則

この定めは、令和7年1月16日から実施する。

附 則（令7.3.19千家裁総第563号）

この定めは、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令7.3.24千家裁総第625号）

この定めは、令和7年4月1日から実施する。

(別紙第1)

本庁(家事部)

担当裁判事務(比率)	裁判官	開廷日	備考
後見関係事件 (8分の1)	(家事1係) 判事(総) 菅家忠行	随時	
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)		月	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		金	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事2係) 判事 戸畑賢太	随時	
後見関係事件 (8分の3)		水	
財産管理関係事件 (4分の1)		随時	
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)		月	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)			
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件 (5分の2)	随時		
家事調停事件(別表第二以外(ただし、関連事件を除く。)) (100分の20)	(家事3係) 判事 佐久間健吉	水	
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事4係) 判事 板野俊哉	随時	
財産管理関係事件 (4分の1)			
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)			
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事6係) 判事 田中智子	随時	
後見関係事件 (8分の3)		火	
財産管理関係事件 (4分の1)		随時	
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)		木	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)			
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件 (5分の2)	随時		
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事7係) 判事 高畑桂花	随時	
財産管理関係事件 (4分の1)			
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)			

後見関係事件 家事審判事件（別表第二）	(8分の1) (100分の25)	(家事8係) 判事 溝口 達	随時	
家事事件に係る家事共助事件	(100分の25)		木	
家事事件に係る家事雑事件	(100分の25)		随時	
家事調停事件（別表第二）	(100分の25)		火	
家事調停事件（別表第二以外）	(100分の20)		随時	
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件	(5分の1)		随時	
人事訴訟事件、通常訴訟事件 上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50) (100分の50)	(訴訟イ係) 判事 高畑桂花	月・木	
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件（いずれも訴訟事件に係るものを除く。）	(100分の50)		随時	
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)		随時	
訴訟イ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時	
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		随時	
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時	
人事訴訟事件、通常訴訟事件 上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50) (100分の50)	(訴訟ハ係) 判事 板野俊哉	水・金	
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件（いずれも訴訟事件に係るものを除く。）	(100分の50)		随時	
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)		随時	
訴訟ハ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時	
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		随時	
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時	
家事合議事件	(100分の100)	(合議係) 判事 佐久間健吉 判事 菅家忠行 判事 地引 広 判事 田中智子 判事 板野俊哉 判事 黒澤圭子 判事 戸畑賢太 判事 山口雅裕 判事 溝口 達 判事 高畑桂花 判事補 鈴木祥平	随時	

(注)

1 本表において「家事審判事件(別表第一)」とあるのは、後見関係事件(家事事件手続法別表第一の1の項から54の項まで、70の項から83の項まで及び111の項から121の項まで)、財産管理関係事件(同表の55の項、89の項及び99の項から101の項まで)及び児童福祉法に規定する事件(同表の127の項から128の2の項まで)を除く。

2 子の氏変更申立事件及び相続放棄申述受理事件は、家事各係の裁判官が随時担当することができる。

3 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

**【略語】**

(総) …部総括裁判官

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別紙第2)

本庁 (少年部)

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
少年一般保護事件 身柄 (100分の45) 在宅 自動車運転死傷処罰法に違反した事件 (100分の50) 自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件 (100分の50)	(少年2係) 判事(総) 地引 広	月・火・水 ・木・金	身柄事件 は火・金
道路交通法違反保護事件 身柄 (100分の45) 在宅 反則金不納付事件 (100分の50) 反則金不納付事件以外の事件 (100分の50)			
準少年保護事件 (100分の50)			
簡易送致事件 (100分の50)			
少年審判等共助事件 (100分の50)			
少年審判雑事件 (100分の50)			
道路交通法違反保護事件 在宅 反則金不納付事件 (100分の30)	(少年1係) 判事 田中智子	火・水・金	
簡易送致事件 (100分の30)			
少年一般保護事件 身柄 (100分の55) 在宅 自動車運転死傷処罰法に違反した事件 (100分の50) 自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件 (100分の50)	(少年3係) 判事補 鈴木祥平	月・火・水 木・金	身柄事件 は火・金
道路交通法違反保護事件 身柄 (100分の55) 在宅 反則金不納付事件 (100分の20) 反則金不納付事件以外の事件 (100分の50)			
準少年保護事件 (100分の50)			
簡易送致事件 (100分の20)			
少年審判等共助事件 (100分の50)			
少年審判雑事件 (100分の50)			

少年合議事件	(100分の100)	(合議係) 判事 佐久間健吉 判事 菅家忠行 判事 地引 広 判事 田中智子 判事 板野俊哉 判事 黒澤圭子 判事 戸畑賢太 判事 山口雅裕 判事 溝口 達 判事 高畑桂花 判事補 鈴木祥平	随時	
--------	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	--

(注)

- 1 準少年保護事件の分配については、通常の順序による分配とする。ただし、準少年保護事件を担当する裁判官のうち、当該少年保護事件を担当した裁判官がいるときは、協議により配てんを換えることができる。この場合、通常順序による分配がされたものとみなす。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

**【略語】**

(総) …部総括裁判官

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別紙第3)

支部

佐倉支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件	判事 柴崎哲夫	火
家事審判事件	判事 畠山新	火・木・金
人事訴訟事件	判事 永山倫代	月・水・木
通常訴訟事件		
保全命令事件		
(異議、取消事件を含む。)		
家事共助事件		
家事雑事件		

(注)

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

一宮支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事共助事件 家事雑事件	判事 若松光晴	月・火・水・木・金

(注)

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

松戸支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
<p>家事事件</p> <p>単独事件</p> <p>家事調停事件</p> <p>家事審判事件</p> <p>児童福祉法に規定する事件等</p> <p>人事訴訟事件</p> <p>通常訴訟事件</p> <p>保全命令事件</p> <p>家事共助事件</p> <p>家事雑事件（保全異議、保全取消及び児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件を含む。）</p>	<p>判事 酒井良介</p> <p>判事 小田靖子</p> <p>判事 古谷慎吾</p> <p>判事 下嶋 崇</p> <p>判事 川嶋知正</p> <p>判事 向井志穂</p> <p>判事 林 漢瑛</p>	<p>月・木</p> <p>水・金</p> <p>金</p> <p>火・水・木・金</p> <p>月・火・水・木</p> <p>金</p> <p>火・水・木・金</p>
<p>合議事件</p>	<p>判事 酒井良介</p> <p>判事 古河謙一</p> <p>判事 小田靖子</p> <p>判事 古谷慎吾</p> <p>判事 下嶋 崇</p> <p>判事 白崎里奈</p> <p>判事 中 直也</p> <p>判事 川嶋知正</p> <p>判事 向井志穂</p> <p>判事 秋田智子</p> <p>判事 林 漢瑛</p> <p>判事補（特） 金光美奈</p> <p>判事補（特） 山田覚己</p> <p>判事補 穴倉良輔</p>	
<p>少年事件</p> <p>単独事件</p> <p>少年保護事件</p> <p>身柄付送致事件</p> <p>在宅送致事件</p> <p>準少年保護事件</p> <p>少年審判等共助事件</p> <p>少年審判雑事件（各種令状請求事件を除く。）</p>	<p>判事 小田靖子</p> <p>判事 古谷慎吾</p> <p>判事 向井志穂</p> <p>判事補（特） 山田覚己</p>	<p>月</p> <p>水・金</p> <p>火・水・金</p> <p>火・水・木・金</p>

合議事件	判事	酒井良介	
	判事	古河謙一	
	判事	小田靖子	
	判事	古谷慎吾	
	判事	下嶋 崇	
	判事	白崎里奈	
	判事	中 直也	
	判事	川嶋知正	
	判事	向井志穂	
	判事	秋田智子	
	判事	林 漢瑛	
	判事補 (特)	金光美奈	
	判事補 (特)	山田覚己	
	判事補	穴倉良輔	

(注)

- 1 表中の「児童福祉法に規定する事件等」は、家事事件手続法別表第一67項及び68項に規定する事件を含む。
- 2 合議事件の合議体の構成については、支部長が定める。
- 3 各種令状請求事件等の事務の分配は、別に定めるところによる。
- 4 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

木更津支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事事件		
単独事件 家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事事件に係る家事共助事件 家事事件に係る家事雑事件 訴訟事件に係る共助事件 訴訟事件、保全命令事件に係る雑事件	判事 有賀直樹 判事補(特) 井上寛基	月・水・木 水・木・金
合議事件	判事 有賀直樹 判事(兼) 首藤晴久 判事補(特) 井上寛基 判事補(特) 木村大慶	
少年事件		
単独事件 少年保護事件 (身柄付送致事件・在宅送致事件) 準少年保護事件 少年審判等共助事件 少年審判雑事件	判事補(特) 井上寛基 判事補(特) 木村大慶	
合議事件	判事 有賀直樹 判事(兼) 首藤晴久 判事補(特) 井上寛基 判事補(特) 木村大慶	

(注)

- 1 観護措置決定に対する異議申立事件については、本庁の少年部に回付する。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

館山支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 （異議、取消事件を含む。） 家事共助事件 家事雑事件	判事（兼） 首藤晴久	火・木・金

（注）

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

（特）…特例判事補

（兼）…兼補裁判官又は兼務配置裁判官

（職代）…職務代行裁判官

（代理）…代理裁判官

八日市場支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事事件		
単独事件 家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事共助事件 家事事件に係る家事雑事件 訴訟事件、保全命令事件に係る家事雑事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	月・水・金 月・水・金 月・水・金
合議事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	
少年事件		
単独事件 少年保護事件 (身柄事件・在宅事件) 準少年保護事件 少年審判等共助事件 少年審判雑事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	火・木 木 木
合議事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	

(注)

- 1 観護措置決定に対する異議申立事件については、本庁の少年部に回付する。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

佐原支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 （異議、取消事件を含む。） 家事共助事件 家事雑事件	判事（兼） 大畑道広	火・木

（注）

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

（特）…特例判事補

（兼）…兼補裁判官又は兼務配置裁判官

（職代）…職務代行裁判官

（代理）…代理裁判官

(別紙第4)

市川出張所

担当裁判事務 (比率)		裁判官	開廷日	備考
家事調停事件	(100分の50)	判事 黒澤圭子	月・火・ 水・金	
家事審判事件 (別表第二)	(100分の50)			
家事審判事件 (別表第一)のうち				
後見関係事件	(100分の30)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の10)			
児童福祉法28条、33条	(100分の50)			
家事共助事件	(100分の50)			
家事雑事件	(100分の45)			
家事審判事件 (別表第一)のうち		判事(兼) 溝口 達	水・金	
後見関係事件	(100分の40)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の80)			
家事雑事件	(100分の10)			
家事調停事件	(100分の50)	判事 山口雅裕	月・火・ 水・木	
家事審判事件 (別表第二)	(100分の50)			
家事審判事件 (別表第一)のうち				
後見関係事件	(100分の30)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の10)			
児童福祉法28条、33条	(100分の50)			
家事共助事件	(100分の50)			
家事雑事件	(100分の45)			

(注)

- 1 各裁判官は、必要に応じて、相互に他の裁判官の担当事務の一部をその裁判官に代わって担当することができる。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別紙第5)

## 本 庁 令 状 事 務 分 配

- 1 令状請求事件は、次のとおり分配し、具体的な担当日は、各裁判官が協議により定める。
  - (1) 裁判所の休日を除く月曜日から金曜日までは、判事地引広及び判事補鈴木祥平に分配し、これらの裁判官に差し支えがあるときは、判事菅家忠行、判事田中智子、判事板野俊哉、判事戸畑賢太、判事溝口達及び判事高畑桂花に分配する。
  - (2) 裁判所の休日及び年末・年始の期間（12月29日から1月3日まで）については、(1)の裁判官、判事黒澤圭子及び判事山口雅裕に分配する。
- 2 夏期休廷期間中の各種令状請求事件は、1の(1)の裁判官全員に分配し、具体的な担当日は、各裁判官が協議により定める。

(別紙第6)

家事部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
1係裁判官	6係裁判官	2係裁判官	7係裁判官	8係裁判官
2係裁判官	6係裁判官	1係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
3係裁判官	1係裁判官	6係裁判官	7係裁判官	2係裁判官
4係裁判官	7係裁判官	1係裁判官	2係裁判官	8係裁判官
6係裁判官	2係裁判官	8係裁判官	4係裁判官	1係裁判官
7係裁判官	4係裁判官	6係裁判官	2係裁判官	8係裁判官
8係裁判官	2係裁判官	1係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
訴訟イ係 裁判官	訴訟ハ係 裁判官	1係裁判官	8係裁判官	6係裁判官
訴訟ハ係 裁判官	訴訟イ係 裁判官	6係裁判官	2係裁判官	1係裁判官

(別紙第7)

少年部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官		
	第1順位	第2順位	第3順位
1係裁判官	3係裁判官	2係裁判官	
2係裁判官	1係裁判官	3係裁判官	
3係裁判官	2係裁判官	1係裁判官	

(別紙第8)

第16条第1項によることができないときの代理順序

1 家事部

代理裁判官	
第1順位	第2順位
少年3係裁判官	少年2係裁判官

2 少年部

代理裁判官		
第1順位	第2順位	第3順位
家事4係裁判官	家事7係裁判官	家事2係裁判官

(別紙第9)

裁判官に差し支えのあるときの代理順序

差し支えのある裁判所	代理裁判官を出す裁判所	
	第1順位	第2順位
本庁	木更津	各庁
佐倉	本庁	
一宮	本庁	
松戸	本庁	
木更津	本庁	
館山	木更津	
八日市場	本庁	
佐原	本庁	
市川	本庁	

(別紙第10)

司法行政事務の代理順序

第1順位 判事 菅 家 忠 行

第2順位 判事 地 引 広